

令和4年分所得税・令和5年度住民税

確定申告は正しくお早めに！

今年も申告の時期が近づいてきました。所得税の確定申告書は2月16日～3月15日までに留萌税務署へ提出してください。羽幌町での受付は、次の日程です。

申告の日程（※土曜・日曜、祝日は受付できません）

申告区分と受付会場		受付日	受付時間
還付申告	役場1階 相談室	1月16日(月)～3月15日(水)	9時00分～17時00分
申告相談	焼尻総合研修センター	1月23日(月)	13時00分～17時00分
		1月24日(火)	9時00分～17時00分
	天売総合研修センター	1月25日(水)	13時00分～17時00分
		1月26日(木)	9時00分～17時00分
	役場1階 相談室	2月16日(木)～3月15日(水)	9時00分～17時00分

- ・ 1月23日(月)～27日(金)は離島地区申告相談のため、役場では受付できません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止策のため、申告会場の定期的な換気を行うほか、混雑時はロビーでお待ち頂く場合があります。来場の際は、温かい服装とマスクの着用にご協力ください。

申告に必要なもの

- ▶ 「マイナンバーカード」
または「通知カードおよび免許証等の身分証明書」
- ▶ 通帳（口座情報がわかるもの）※還付申告の場合
- ▶ ① 給与所得者 → 「源泉徴収票」
- ▶ ② 年金所得者 → 「源泉徴収票（ハガキ）」
- ▶ ③ 営業・不動産・農業・漁業所得者
→ 「収支内訳書（完成されたもの）」
→ 「必要経費を確認できる書類」

※ 印鑑は必要ありません

【各種控除を受ける場合に必要なもの】

- ① 医療費控除
→ 「医療費控除の明細書」
 - 領収書の添付は必要ありません。5年間保存してください。
 - 健康保険組合等からの「医療費のお知らせ」があれば、病院・治療者ごとの記入が省略できます。なお「医療費のお知らせ」がない場合は、病院・治療者ごとにまとめた明細書を作成していただきます。（役場で様式をお渡ししています）
- ② 配偶者・扶養控除 → 配偶者、扶養者の所得がわかるもの（源泉徴収票等）
- ③ 社会保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等控除 → 「領収書」または「控除証明書」
- ④ 障害者控除 → 「障害者手帳」または「認定書」

障がい者本人や障がい者を扶養している方は税控除の対象となります。

- ⑤ 寄附金控除 → 「領収書」または「証明書」等

申告をすると税金が還付される方（還付申告）

- ▶ 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- ▶ 医療費が10万円を超える方（所得が200万円以下の方は、その5%の額を超える額）
 - ※ 入院給付金・高額療養費等の医療費を補てんする保険金等は除きます。
- ▶ 健康保持増進の一定の取組を行い、特定医薬品等を1万2,000円以上購入した方
 - ※ 従来の医療費控除との重複はできません。
- ▶ 控除対象となる寄附金が2,000円を超える方
- ▶ 借入金等によって、住宅を取得または増改築した方
 - ※ 対象となる要件を満たしている必要があります。

次に該当する方は収入が無くても申告が必要で す（収入がない旨の住民税の申告）

- 国民健康保険、介護保険（65歳以上）、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の制度の受給対象となる世帯の方
- 児童扶養手当や特別児童扶養手当の対象となる方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に入居している方
- 所得課税証明が必要となる方 等



☎ お問合せ 留萌税務署 ☎ 0164-42-0661
財務課税務係 ☎ 68-7002（係直通）